

■ 平成 28 年度第 1 回中央区地域健康福祉推進協議会

日時：平成 28 年 11 月 21 日（月）午前 10 時から

会場：新潟市陸上競技場 2 階 第 3 会議室

○司 会

第 1 回中央区地域健康福祉推進協議会を開会いたします。

私、中央区健康福祉課の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、皆様にお願ひがございます。本日の会議は公開であります。また、後日、会議録をホームページで公開するため、録音をさせていただきたいと思ひます。ご了承ください。それでは、次第に従ひまして、進めてまいります。

「2 あいさつ」ということで、中央区健康福祉課長の藤野よりごあいさつ申し上げます。

○藤野健康福祉課長

改めまして、おはようございます。中央区健康福祉課の藤野と申します。

本日は、お忙しい中、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。このたび中央地域健康福祉推進協議会の委員としてご就任くださいまして感謝申し上げます。3 年間という少し長めの任期になりますが、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。担当から就任依頼の際にご説明したかどうか分かりませんが、目的としては健康福祉計画・福祉活動計画の推進にあたりまして、市民の皆さん、関係機関の皆さん、学識経験の皆さんからさまざまな意見を頂戴しながら、よりよい計画の活動に結びつけていくということが目的になっております。ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思ひます。どうしてもやはり我々行政だけでは地域の実情、実態というものを把握することがなかなか厳しい部分があります。そういったことからぜひ皆さんから細かい部分も含めまして、さまざまなご意見を頂戴できればと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○司 会

続きまして、新潟市中央区社会福祉協議会の佐藤事務局長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤事務局長

おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました、中央区社会福祉協議会の事務局長をしております、佐藤と申します。本日は、ご出席ありがとうございます。

また、日ごろから中央区社会福祉協議会の活動につきまして、ご支援をいただきましてありがとうございます。

ただいま、藤野課長から趣旨を含めたごあいさつもございましたので、その辺は改めて申し上げたいと思ひませんが、私どものほうで策定しました地域福祉活動計画は、中央区の 24 の地区、皆様方から作っていただいた計画につきまして、本日は 1 年目の平成 27 年度の状況と課題等についてご説明をさせていただいて、今後の推進の参考とさせていただきたいと思ひますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司 会

それでは、本日お配りしました資料のご確認をお願いいたします。最初に「本日の次第」「委員の名簿」、資料1「中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱」、資料2「平成28年度中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の審査結果」、資料3「中央区地域健康福祉計画の進行管理」、資料4「平成27年度地域座談会（地域福祉活動計画について）意見集約表」、そして本日、追加でお配りした「27年度地域座談会（地域福祉活動計画）要約」というものがお手元にいつているかと思ひます。また、「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）」も配付してあります。不足などごさいませんでしよつか。

次に、「3自己紹介」に入りたいと思ひます。このたび、改選がごさいましたので、新たに委員になられた皆様、引き続き、委員をご承諾いただいた皆様から、自己紹介をお願いいたしたいと思ひます。

なお、委員の名簿をご覧になっていただきたいと思ひますが、欠席の方がいらっしやいます。稲野委員、津田委員、多田委員の3名が欠席となっております。

それでは、自己紹介ということで、この委員名簿に従ひまして、記載順でお願いしたいと思ひます。恐縮ですが、三崎委員から一言ずつお願いいたします。

○三崎委員

どうもおはようごさいます。ただいま、ご紹介にあずかりました、上から2番目、白山地区社会福祉協議会の会長の三崎でござひます。よろしくお願ひします。

○水本委員

長嶺地区社会福祉協議会の会長である水本と申します。よろしくお願ひいたします。

○白根委員

女池地区社会福祉協議会の会長をしてあります、白根と申します。よろしくお願ひします。

○井上委員

おはようごさいます。新潟地区民生委員児童委員協議会の会長を仰せつかってあります、井上匡代と申します。よろしくお願ひいたします。

○中村委員

皆さんごめんください。私、山瀉地区の民生委員の会長を仰せつかってあります、中村と申します。よろしくお願ひします。

○鍋田委員

おはようごさいます。笹口民児協の鍋田と申します。よろしくお願ひします。

○岩浅委員

おはようごさいます。新潟市地域包括センター姥ヶ山で主任介護支援専門員を務めてあります、岩浅と申します。今年度より委員として参加させていただくこととなりましたので、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○北村委員

新潟市パーソナル・サポートセンターの相談支援員をやっております、北村ゆいと申します。私も今年度からの参加となりますけれども、主にパーソナル・サポートセンターは生活困窮者の相談窓口で、新潟市の福祉総務課からの委託を受けて支援をしております。まだまだこういうことに関して未熟な点が多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員

おはようございます。中央区老人クラブ連合会会長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

○織田委員

おはようございます。中央区身体障がい者福祉協会の経理を担当しております、織田と申します。今日が初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○川島委員

おはようございます。新潟市運動普及推進協議会の川島でございます。よろしくお願いいたします。

○松田委員

おはようございます。児童育成・万代クラブの理事を務めております、松田公子です。よろしくお願いいたします。

○平川委員

おはようございます。新潟青陵大学の平川と申します。よろしくお願いいたします。

○松岡委員

おはようございます。弁護士の松岡と申します。私も今年度から委員に就かせていただきました。よろしくお願いいたします。

○司 会

ありがとうございました。

「4説明」ということで、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、改めて本委員会の概要につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。

○事務局

おはようございます。中央区健康福祉課地域福祉係の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

私から、資料1「中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱」について説明させていただきます。まず、第1条「目的」です。社会福祉法第107条により規定されている地域福祉計画と社会福祉協議会のもと行われ、民間の活動、行動計画である地域福祉活動計画を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、中央区地域健康福祉推進協議会を開催するとあります。

第2条については、「委員の構成」で、協議会は、20名以内の委員をもって構成するとあります。第2条2項においては、六つの分野のそれぞれの方から委員になっていただき、市長が選任するとあります。今回、6番目の公募による者として公募委員2名を募集しましたが、応募がございませんでした。今回の任期については17名の構成でスタートするということとなります。

続きまして、第3条、「委員の任期」です。委員の任期は原則3年とする。ただし、欠けた場合においては補欠の任期は前任者の在任期間とする。第2項においては、委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。3項については、その規定によらないことについて但し書きとして記載されております。

第4条については、「守秘義務」。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと規定されています。

第5条については、「委員長及び副委員長の選任選出」について記載してあり、この後、委員長と副委員長の選出になります。

第6条、「会議」についてです。協議会の会議は、必要に応じ、市長が招集するとあります。今回の任期が3年間になりますけれども、各年2回程度、平日の昼間2時間程度の会議を行う予定でおります。

第7条、「事務局」です。協議会の事務局は中央区役所健康福祉課及び中央区社会福祉協議会に置くとあります。今回、9名の委員の方が再任となっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○司 会

続きまして、「5委員長選出」に移らせていただきます。今ほど説明がありましたが、要綱第5条第1項に基づきまして、委員の選出につきましては、委員の互選により定めることとなっております。皆様のほうから自薦、他薦など、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○三崎委員

前回、非常にうまくまとめていただきました、平川委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○司 会

ありがとうございました。拍手がありましたので、全会一致ということで平川委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○平川委員長

任期が切れたので、ちょうど身を引くいいチャンスかと思ったのですが、なかなか引退させてもらえず、皆様のご協力をいただきまして、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、意見交換に入ります前に、協議会開催要綱第5条第3項によりまして、私から副委員長の指名をさせていただきたいと思います。副委員長には、前期から留任された井上委員にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。（拍手あり）

それでは、井上副委員長、よろしくお願いいたします。

○井上副委員長

せんえつではございますが、勉強をさせていただきながら協力させていただきたいと思います。

○平川委員長

頼りにしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、報告に移りたいと思います。まず、「1中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

地域福祉係の宮川です。私から説明させていただきます。

お手元の資料2「中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の審査結果」についてご説明いたします。今年度、4件の申請があり、4件が採択されました。うち3件が継続事業、1件が新規事業です。まず、継続事業3件についてご説明いたします。

「No. 1 高齢者及び身体機能が衰えた方が愛するペットとより長く一緒に幸せに暮らすための支援事業」でございます。事業目的は、高齢者を見守りながら、ペットを手放す悲しみ・動物虐待やペットの殺処分などを可能な限り食い止めていこうというもので、ペットのお世話ができなくなった高齢者や障がい者のお宅に訪問し、ペットのお世話の手助けをするものです。その過程で飼い主の様子に異変が見られる場合は、地域包括支援センターに報告するなど、各機関との連携を図ります。大切なペットと暮らし続けることは、精神的な安定や認知症の予防にも効果があると考えますし、ペット以外のことでも気軽に相談をお受けし、行政サービスにつなぐこともできると考えています。平成 27 年度の実績としましては、がんで通院治療、入院する飼い主宅へ通い、11 匹の猫の世話を実施いたしました。活動は、動物病院へのチラシの設置やラジオ番組に出演し、活動のPRを行いました。評価としては、昨年度は当初の計画どおりの活動を実施し、また今年度は相談件数が大変多いということで、活動範囲が広がってきております。

ただ、今回の審査会では、活動が市全域であり、中央区の補助金を出すということで、中央区に特化した取組みを進めていただきたいとの意見が審査員からありました。この事業は、中央区地域健康福祉計画の「目標 1 支えあい、助けあう地域づくり」と「目標 3 いつでも気軽に相談できる仕組みづくり」を推進する事業と位置づけられます。

次に、「No. 2 低出生体重児&早産児サークル「リトル☆スター」サークル運営事業」です。事業目的は、対象者の情報交換、ストレス発散、心のよりどころとしての場となることを目的とする。また、対象者が偏見や差別なく適切な支援、サポートを受けられるよう、各関係機関への支援要請を行うというものです。低出生体重児や早産児は、障がい、疾患を持った子供も多く、そのため容易に屋外で遊ぶことができない子もおり、親たちも普通に産まれた子とは違うという思いから、通常の子育てサークルやコミュニティを利用することに抵抗を感じている方が多く、家に閉じこもりがちになり、健全な養育がしにくくなっていることから、情報交換会や発達障がいなどの講習会を開催し、親と子をサポートしていくものです。平成 27 年度はお茶飲み会の開催、青陵大学から講師を招いての講習会、お楽しみイベントの開催等計画どおり実施いたしました。事業成果としましては、対象者の心のケアとストレス解消が行え、日々の育児に対して閉塞感の解消ができた。また、講習の実施により認識や知識の向上につながったとの意見が参加者からありました。参加されている方々は、外部の人との交流を望まない会員がほとんどということで、事業の広がりという点では弱いものがあります。今年度は講習会等の計画が進んでおらず、引き続き、相談して進めていきたいと思っております。この事業は中央区地域健康福祉計画の「目標 2 仲間づくりができる交流の場づくり」と「目標 3 いつでも気軽に相談できる仕組みづくり」を推進する事業と位置づけられます。

次に、「No. 3 元気塾 i n 中央区」です。事業目的は、一人でも多くの高齢者が健康で自立し、地域の人たちとともに生きがいを持って生活できるように運動やスポーツ、レクリエーションを日常生活に継続的に取り入れるようサポートするというものです。1回2講座で月4回を1セットとし、体力チェックを主軸に置きながら、リズム体操やストレッチを行い、高齢者の体力づくり、介護予防、医療費の削減やコミュニティの形成につなげます。平成 27 年度は万代シテイやスポーツ振興会、新潟市開発公社と連携し、スポーツ未実施者の掘り起こしを進め、参加しやすいプログラムを企画いたしました。元気塾を5回開催し、延べ480名ほどの参加者がありました。計画どおりの実施となりました。大勢の方の健康づくりに役立ったとの評価をいたしました。今年度は新たな参加者を募るため、別の会場での開催を予定していましたが、会場の確保が難航中です。この事業は、中央区地域健康福祉計画の「目標4 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」を推進する事業と位置づけられます。

最後になります、「No. 4 新規事業、天神尾元気クラブ」です。天神尾連合自治会が主催です。事業目的は、近隣同士の相互理解と見守りあい、助けあいとその協力体制構築のためひきこもりを減らし、友情の輪を広げ、健康寿命を延ばすことを目指し、だれでも通える地域の活性化のため開催しているものです。自治会館と神社の境内で60代から90代の方が集まって、楽しくゲーム感覚で体力をつけられるよう工夫されており、介護予防と地域の交流の場づくりに役立っていると評価しています。中央区地域健康福祉計画の「目標2 仲間づくりができる交流の場づくり」と「目標4 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」を推進する事業と位置づけられます。中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業については以上です。

○平川委員長

ただいまの説明につきまして、質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○川島委員

質問なのですがけれども、元気塾 i n 中央区の中で、開催参加者が480名あまりと載っていますけれども、その中で男女比といいますか、いつも私たちの運推のほうでも開催しても、男性の方が1割程度しか参加していませんので、いかに男性を参加していただくかということが課題になっているのです。こちらのほうはどうでしたでしょうか。

○事務局

報告の中には男女比まで書いてありませんでしたので、聞いておきます。

○平川委員長

よろしいでしょうか。ほかの委員の方いかがでしょう。

○三崎委員

市のこういった事業の評価のときに、非常に美辞麗句で、ああそうと思わせるような文書で終わっているのです。何が言いたいかという、このような事業の計画を立ててやりました。そのときに計画の目標、こんなことを目標にしましたというものがあると思うのです。例えば、先ほどの川島さんがお聞きになった人数、男女別でどうだとか、いろいろそういうものがあつたのか、なかつたのかというのがあつたのですけれども、この中で事業を見ますと、平成27年度、平成28年度と三つの事業がありますよね。

そうしますと、平成 27 年度の実績で、今度平成 28 年度がこの次、また評価があると思うのですけれども、もっとくわしいデータ化、数値化、これをしないと、これだけの税金、助成金額 20 万円を使っているわけですよ。これが私どもがうんぬんというときに何を思うと。この美辞麗句でああそうですか、よかったですねとやるのですか。私は違うと思うのですよね。計画を立てて、実行して、目標に対して、自分たちが描いたものに対してこうでしたと。この次はこんなことをしたいということで、その次の取組みが活かされると思うのですけれども、ただやりました。ただやりましたでああそうですか、ではお金はいくらかかりましたか、「20 万円」、では差し上げます。こんな使い方でもいいのですか。この文書を見ていると、私にはそれが見えてこないのです。こんなものでいいとするのならばおかしいと。民間でこんなことやりませんよ。計画を立てて、目標を立ててやった。ではそこから何が得られたのか具体的にアンケートを取るとか。それから皆さん、その輪をどうやって広げていこうとしているのかとか、いろいろなものがあると思うのですけれども、ここから読めないのです。美辞麗句で、ああそうですか、よかったですねとしか言えない。でも、私はそうは言いたくない。これではその判断ができない。評価ができないのです。その辺いかがですか。

#### ○事務局

当初の目標自体が、まず少し数値化をされていなかったというところで、私どもも確かに数値であれば一目瞭然で、その数値を達成したか、達成しなかったということで判断できるのですが、当初の目標自体に数値を入れたものではなかったということで、私たちも確かに三崎委員のおっしゃるとおりで、感触で判断している部分も、またご本人たちの書いてきている達成したという、評価でこういうことがあったという実績報告の文書のみでこちらも判断しておりましたので、そこのところは次回からはじめの目標の部分をよく相談してお受けしたいと思います。

#### ○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

#### ○松岡委員

すみません、基本的な部分の質問なのですけれども、私は不勉強でよく分からないのですが、にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金というのは、総額でいくらの枠があって、それで1件当たりこれを見ると 20 万円が上限なのかなという気がしているのですけれども、1件当たりの補助金も上限額が決まっているのかどうか。また、助成額が各団体によってばらばらですけれども、これは一体、どうやって決まったのかということと、もう一つはこういう補助金事業を中央区がしているということをどのような形で広報しているのかという点を伺いたいと思います。お願いします。

#### ○事務局

上限額につきましては、1 事業につき 20 万円です。20 万円の範囲の中で申請される方が自分の事業で、そこでどの部分が助成されるものに当てはまるかということで、自分たちは例えば、30 万円の事業なのだけれども、その中で 16 万円を助成してほしいということとしてくるものですので、私どもは 20 万円の範囲の中で実際に助成に該当する項目であれば、その部分を助成するということです。

それから、広報なのですけれども、年度当初、区だよりに広報しています。数につきましては、この区のささえ愛補助金なのですが、実際は各区でやっております、おおもとが市の福祉総務課ですので、そこから今回は4件分の予算があるということで、それぞれの区で降りてきた中で、私どもが公募しているというやり方になっています。

○松岡委員

上限4件なのですか。

○事務局

平成28年度募集については、平成27年度継続と新規1件ということでスタート、そして募集を行いました。昨年度は4件あったのですが、1件が辞退されて、3件が継続、新規の天神尾元気クラブということで、上にあるように4件という形で今年度は行っております。

○松岡委員

そうすると応募したけれども、審査に漏れたというか、そういう何件も応募があった中でこの4件が残ったのか、それとももともとこの4件、3件は継続だということですがけれども、新規の1件しか応募がなかったのか。それはどうなのでしょう。

○事務局

今回は、応募自体が4件でしたけれども、それぞれ審査員が審査していただいて、一定の点数にならなければ、それは採択されませんので、今回は一定の点数をそれぞれ四つの団体が取られたということで、今回、採択になりました。

○松岡委員

分かりました。私を感じたのは、同じような取組みをしている団体は結構あるのではないかと、この内容を見て思いました、そうするともっと応募があってもいいのかなと。ただ、応募がないとすれば、広報のやり方が足りないのではないかと感じるもので、せっかくこういう補助金をされているのであれば、もう少し力を入れて広報したらどうかなと思いました。

○平川委員長

ほかの委員の方がいかがでしょうか。数値目標をもっとはっきりするという。それから、より広報するという。もちろん中には初めてされる方で数値目標を立てにくいということもあるかと思いますが、特に継続のときには数値目標がやはり出ている。あるいは数値にならないけれども、こういう形で、あるいは課題という、読んでいけば分かるかと思うのですけれども、より明記できるような形であればというふうに思っております。すみません、余計なことを言いました。ほかの委員の方がいかがでしょうか。もしまたお気づきの点がございましたら、事務局に直接言っていただければというふうに思います。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。「報告事項2 中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画の状況」につきまして、そのうちの「ア中央区健康福祉課について」、事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

お手元の資料3「中央区地域健康福祉計画の進行管理」について説明させていただきます。各事業ごとになっております。各事業名の前には、地域健康福祉計画も目標1から5のどれに位置づけられるかを示してあります。では、各係所管の事業からピックアップして御説明いたします。

地域福祉系の事業としまして、まず「No. 1 超高齢地域ICT利活用モデル事業」です。これは中央区の特色ある区づくり事業で、平成27年度からの新規事業です。ICT、これはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術を使ってコミュニケーションをとるといっていますが、それを地域の支え合いの仕組みにどのように利用できるかについて、まずは地域の実情の把握をするためにモデル地区に指定しました、山潟地区でICTの活用実態について調査をし、そしてコミュニティ協議会で構築しました生活支援、お互いさまネットワークの課題や周知状況についても、地域の方にアンケートを実施しました。利用者及び高齢者の方には、それに加え周囲との交流の実態についても民生委員から直接面談による聞き取りをしていただきました。高齢者については、4割の方がICT機器を所有しておらず、6割の方が今のところ生活支援の必要性を感じていないことが分かりました。また、支援を必要としている方も、ご近所には頼みづらいという意識があり、支え合いの仕組みをより拡大していかなければならないと思われました。216名から回答をいただき、実情把握と課題の洗い出しの目標は達成されたものと考えています。今年度行う内容としまして、その結果を受けて、まずは地域で実際にICT機器に触れる機会を作り、ICTの活用気運を醸成することといたしました。当初、6回予定しておりましたが、コミュニティ協議会の希望もあり、12月に3回のICT講習会を開催し、地域の専門学校の学生をボランティアとしてお願いし、多世代交流も図っていこうと考えています。

次に、「No. 2 出前講座」ですが、地域包括ケアシステムを理解していただくため、地域課題の解決に取り組んでいる団体のモデル事業をほかの地域に紹介し、活動を広げてもらうための出前講座を昨年度は中央区内14件、開催いたしました。当初の目標9件を上回り開催できましたので、地域の方からも地域包括ケアシステムへの関心の高さと理解の浸透が少しずつなされていると感じています。今年度も引き続き、さまざまな機会をとらえて出前講座を行ってまいります。出前講座の依頼のない地域へのアプローチについて工夫が必要であると感じています。

次に、障がい福祉系の事業「No. 8 障がい児者基幹型相談支援センター事業」です。内容は、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図るものです。平成27年度実績としましては、4月に当センターを市内4か所に設置し、中央区居住者への支援件数が6,199件でした。今年度の目標取組みとしましては、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、新たに平成28年4月に施行した、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」にかかる障がい等を理由とする差別相談に対応するために、相談員を増員し、相談支援体制の強化を図ります。

次に、高齢介護系の事業、「No. 11 生きがい対応型通所事業（ふれあいティールーム）」です。これは、介護予防と社会参加の促進を目的とした高齢者のサロンであり、茶話会を中心としてさまざまなプログラムを実施しています。昨年度の利用者数は中央地区で 772 人、南地区で 1,344 人、東地区で 569 人で、中央、東地区では微増、南地区では減少となっています。元気な高齢者が増え、ほかの趣味等を見つけて自ら活動できることが理想であるため、活動場所の提供としてさらに魅力ある内容や開催方法の検討が必要と思われます。今年度の状況ですが、利用者は横ばいで推移しており、利用者も固定化されている傾向があるため、新規利用者拡大のための検討が必要です。

次に、「No. 15 老人憩の家の活用」です。老人憩の家は、高齢者相互の親睦や教養の向上、レクリエーションを行う場として市が設置しています。利用者数は昨年度と一昨年度を比較して横ばいです。施設の老朽化が進み、修繕費が高みですが、最低限の維持修繕を行いながら、利用者にサービス提供をしているのが現状です。老人憩の家は、年齢の限られた方のみが利用する施設ですので、今後、地域包括ケアシステムを構築していくにあたり、施設の新たな価値観を見出せるよう、今後、検討していく必要性を感じています。

次に、児童福祉系の事業「No. 17 地域子育て支援センター事業」です。地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設であり、未就園児と保護者が訪れ、保育士による子育て相談、親子の友達づくりをする場となっています。昨年度の利用者は公立の 2 園の合計ですが、1 万 9,108 人です。評価としては、遊戯室面積に対する利用者数が多く、効率的な運営を実施しています。課題としては、保護者のニーズに合った施設の紹介が課題となっており、私立の子育て支援センターとの情報交換や交流に取り組んでいます。

次は、こども支援系の事業、「No.18 子育て情報誌「たち」発行」です。これは中央区の特色ある区づくり事業です。子育ての環境が多様化する中、地域からの孤立や育児に対する不安を解消することで、子供への虐待を未然に防止することを目的に、子育てに必要な情報や困ったとき、悩んだときの相談先などを掲載した情報誌を発行しています。昨年度は日本語版 1 万部、中国語版 300 部を発行しました。アンケートでは、この情報誌が子育ての不安、負担軽減につながっていることが確認できました。今年は情報発信の形式を見直し、ウェブサイトを活用した情報発信に取り組みます。また、新規事業「ママのほっとタイム」を開催し、育児不安を抱える母親同士が自分の体験や気持ちを語り合う場を提供します。

次の No. 19 と 20 は、平成 25 年度から 27 年度までの区づくり事業で、健康増進系の所管です。「No. 19 中央区にちよう育児相談室」は、デッキィ 401 で日曜日に育児相談を開催しました、昨年度は開催 34 回、相談件数 782 件でした。相談件数、父親の参加者数ともに増加し、相談の場の提供、父親の育児参加のきっかけづくりにつながりました、

「No. 20 ふれあいスキンシップ」は、生後 3 か月ごろの乳児を対象にママとパパと子供の愛着形成を促し、父親の育児参加のきっかけをつくるもので、日曜日に両親を対象に講座を開催しました。開催回数 12 回で参加者数 315 人。アンケート結果では父親の育児参加のきっかけづくりにつながったと考えています。にちよう育児相談室もふれあいスキンシップも参加者の満足度は高く、さらに近年、子育て支援センターの整備や民間子育て支援の場が増えてきていることから、当初の目的は達成できたとし、平成 27 年度をもって

事業を終了しました。今後は妊娠期から乳幼児の支援を強化し、新たな事業展開をしていきます。各係からいくつかをピックアップしてお話をいたしました。それ以外にもご質問がありましたらお願いいたします。

○平川委員長

多項目にわたっておりますが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

○石川委員

中央区老人クラブの石川でございますけれども、ただいま、説明のありました No. 15 に老人憩の家の活用という事業名がございますが、そのことについて問題点と申しますか、あるいは提言をしますのでお聞きください。恐らく皆さん、老人憩の家という言葉は聞いても、実際、何をやっているのだろうと。今日、来ていらっしゃる委員の方もそれほど若くはないわけですが、恐らく老人憩の家を直接利用している方は非常に少ないのではないかと思います。私は老人憩の家の直接責任者となりまして、約8年くらい経過しております。いろいろな問題点があります。老人憩の家というのは、そこにありますけれども、中央区ではここに八つ上がっています。そのうちの私は鳥屋野地区協議会ですので、鳥屋野荘と米山荘の担当をしております。これは簡単に言いますと、新潟市は一つの施設当たり人件費を入れて約500万円を投じているわけです。ですから、恐らく新潟市内全体でいきますと4億円、あるいは5億円くらいの経費を使っているのではないかと。私の記憶ですとたしか数年前に事業仕分けの中に老人憩の家が入っているのです。その結論としては、現在のものは続けていくけれども、新規に老人憩の家を作らないということでした。先ほどの説明でもお話ししていただきましたけれども、何が問題点かと言いますと、まず高齢者だけの施設であるということが問題です。60歳以上であれば、利用券があればだれでも利用できるわけですが、60歳以下の方が利用できない。それが一つ大きな問題点。二つ目は、近くの人しか利用できないと。私の大体考えですと、せいぜい2キロ以内くらいの人しか使えないわけですね。タクシーを使って老人憩の家に行く人はまずいません。そういう問題。もう一つは、一つの派閥みたいなものがありまして、高齢者の悪い癖でしょうか、新しい人を受け入れない。そういう雰囲気があるのだそうです。そういうことで、新潟市は経費の面、その他を考えて結局仕分け事業の対象にしています。その後はあまり聞いていませんけれども。

何が問題かと言いますと、結局、新潟市のほうで老人クラブにこの運営を委託しているわけですね、契約をしているわけです。新潟市のほうでは、お金は全部出してくれますね。一つ平均500万円くらい、施設によっては違いますけれどもね。ただし、人事権は私らにあるわけです。私らにあるのです。あまりありがたくありません。

そこで、何が問題かと言いますと、皆さん、ご存じのように、男性のお風呂と女性のお風呂がありますから、管理人は男性1名、女性1名であります。できれば夫婦が望ましいと。でも、65歳前後で健康で働ける夫婦というのはなかなかいませんからね。大体、他人であります。そうしますと、ある日突然、一緒になったわけですから、うまくいけばいいのですけれども、非常に管理人同士の対立がある。これは人間ですから仕方がないことですね。もう一つは、管理人と利用者の対立がある。この二つが大きな問題です。ですから、管理人同士が協力して、管理人と利用者が協力していけば、まさに老人憩の家であり

ます。ところがなかなかそうはいかない。そこで私らには運営委員というものが各施設に6名ずついるわけですね。ところが利用者には私らの顔が見えません。私ら、黒子の存在であります。したがって、何か要求、あるいはちょっと言葉は悪いですけども、文句がありますと全部市役所に行くのであります。手紙を出す、電話をする、訪問をする、市役所の方は非常に大変だと思います。

例えば、私らのところに南地区事務所とありますけれども、利用者はともかく役所へ行けば解決するのだということで、南地区事務所に行くのです。ところがあるときは、南地区事務所が、その応対に仕事ができない。何とかしてくれないかという苦情が来るわけです。新潟市の方もそういう苦情がいきますと、結局、ときには管理人に大いに責任がありますから、結局、交替をしなければいけない。そうすると、その交替は新潟市にはないのですから、私らに来るわけですね。人事権は私らにありますから。私は、この8年間でその2か所の施設で約十数名、管理人を変えております。全部、私の好みとか、意見ではありませんで、結局、管理人同士の対立、利用者からあの管理人は交替してくれと。そういうことが市にいくわけですね。新潟市では、私らの何とか考えてくれないかとくるわけです。私どもも、かなり永年生きていますけれども、人を解雇するというのは簡単ではありません。暴力を振るったとか、公金を利用したとか、あるいはセクハラをしたとか、そういう明らかに理由があるときには運営委員会で相談して、解雇することができるのです。ところがそういう理由ではないのです。あいさつをしないと、にこにこしないと、風呂の洗い方が悪いとか、一部の人をえこひいきすると、そういう理由なのです。そうするとなかなかそれが解雇の理由にはならないわけです。

少し長くなりましたのでこの辺でやめますが、ともかく今、老人憩の家にはいろいろな問題があります。特に私らの鳥屋野地区には問題があるそうで、市役所のほうでも鳥屋野地区の老人憩の家ということで有名になっているくらい、非常にご迷惑をかけています。私の一つの提案ですけども、私らは管理人の仕事のみを見ていないわけです。利用者の状況も見ていないわけです。全く黒子なのです。なかなか実現は面倒だと思いますけれども、私は、一つの提言ですけども、運営委員の方が月に2回くらい、半日ずつくらい、委員長でも、副委員長でもけっこうなのですが、憩いの家に勤務をすると。勤務という言葉は適当ではないかもしれませんが、顔出しをします。半日間、そこにいます。そうすれば、管理人の仕事の様子も分かりますし、利用者から意見を伺うこともできるわけです。しかし、そのためには少々足代とか、お茶代くらいは提供しなければいけないでしょうね。少々経費もかかります。しかし、そういうことをやらなかったら今問題はいつまでも続くのではないかと。

一つだけ例を挙げます。先日、管理人が2か所のうちのどちらかの管理人ですけども、アンケート用紙を一部の人に意図的に渡しませんでした。不平等に扱ったわけですね。そこで、その利用者はすぐ新潟市に文句を言いました。会員を平等に扱ってくれと。それで私も、市の方も来ていただきましたし、運営委員の方も集まっていただきました。相当、苦勞いたしました。結局、その会員が好きではないから意図的にアンケートを配らなかつたわけですね。それで利用者は怒ってしまって、管理人が平等に扱わないとは何事かと。私も、ともかく区別と平等は違うのであって、区別はしてよろしいけれども、平等に扱わなければいけないということで、一応、本人に納得させて、一応、謝罪するということに

なっていますけれども、まだ正式な謝罪をしておりません。私も、2か所あるうちの1か所の管理人を2人解雇するのに1年間かかりました。1年かかって2人をはっきり言えばクビにいたしました。そのときに、私が考えたことは老人クラブの役員を辞めれば、こういう仕事はしなくていいのだとなって、よほど老人クラブを辞めようと思いました。しかし、それでは、ちょっと大人気ないということで、1年かかって解雇しまして、そして新しい方をやって、今はうまくいっています。1か所は非常にうまくいっていますが、1か所では非常に問題があります。ですから、恐らく今のような問題は、市役所の方も、一部の担当者以外はつぶさにはお考えになっていないと思います。だから、今ほどの惰性といえますか、永年の歴史でずっと続いていて、特に今、一人暮らしの方がいますからね。結局、その方がお風呂を使うのです。自分のうちではお風呂を使わなくてね。それはそれなりにその利用の仕方もよろしいと思うのですけれども、ちょっと長くなりましたが、何かのメスを入れないと非常に問題があるのではないかと。

私も気は短いのですけれども、他人とけんかしたことはありません。でも今のようなことをやらなければいけないとなると、恐らく私の後任は見つからないだろうと。問題なければいいのですよね。問題なければ、全くまさに憩いの家なのですけれども、少なくとも私が関係したところでは非常に問題がある。何かしなければいけないなと思ひまして、少し長くなりましたけれども、お話しさせていただきました。

○平川委員長

何かこの件につきまして、事務局から回答ございますでしょうか。

○事務局

高齢介護係の木伏と申します。石川委員、大変貴重なご意見、ありがとうございます。先ほど、委員から言われました、ある施設の管理人と利用者の問題ということは報告も受けておりますし、私ども、係の担当も現地へ赴いて利用者の方また管理人の方、両方からも意見をお聞きしております。ただ、いかんせん管理人の任命権限というのは係のほうにはございませんでしたので、一応、助言というような形でお話を聞かせていただいております。今後、利用者の方についても、おおむねこちらのほうの趣旨はご理解いただいているようですので、今後も運営委員会の方々と引き続きまして、協力しながら問題の解決に向かっていこうと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○平川委員長

よろしいでしょうか。ほかの委員の方いかがでしょう。私も勤務先の関係で某老人憩いの家の運営委員をやっておりますが、業務をそのまま委託してしまうときに、やはり市の方からアドバイスをいただきませんと、なかなかできないことがあるというふうに私も感じております。ぜひ、市の方からも協力をいただいて、円滑に運営できるように、気持ちよく運営できるように、地域の火種になってしまっはいけないのではないかと私も感じております。すみません、余計なことを言ってしまった。

○三崎委員

すみません、指定管理制度があったじゃないですか。

○石川委員

市と契約を結んでいるわけです。指定管理人になってください。その契約を結んでいるわけです。だから、私らがそういうことはできませんよと拒否すれば、市はほかの方法で管理人を探すのです。そうですね。私が仮にそんなことできませんよと老人クラブに言えば、結局、そういう運営委員がいなければ。

○水本委員

石川さんいいですか。要は老人クラブでやるということは、みんなお年寄りなのですよね。

○石川委員

運営委員がですか。

○水本委員

運営委員というか、老人クラブ自身がみんなお年寄りばかりですよね。そうなるってるとなかなか難しいのです。今、コミュニティ協議会においても、コミュニティ協議会地域全体を動かしているわけですが、その中に老人クラブにみんな入ってもらっているわけです。その中で、コミュニティ協議会ですと、まだ少し年齢的に若い方が多いのです。だから、老人クラブに私も入っているわけですが、ほとんど毎回のあれはいかないのですけれども、何かあるときは出ていくのですけれども、大体、お年寄りが多いです。たまには元気な方もおられますけれども、でも、やはりこれは指定管理を老人クラブにまかせるとかというのが、私は少しおかしいかと思うのです。かつてはコミュニティ協議会がないときは、老人クラブでもよかったのかもしれないですけれども、コミュニティ協議会ができあがって、各あれができたときに、コミュニティ協議会に委託管理をするということが、そこからメンバーを少しでも若い人を送り込めば、もっとそういった管理が徹底できるのではないかと思うのです。だから、その辺を各地区全部コミュニティ協議会あるわけですから、コミュニティ協議会に委ねていくということが、これから大事なのかなと思っています。老人クラブは確かに運営していくというのは、クラブ自身が大変なのです。お金もないとかね。実際に人数も減ってきているとか、老人クラブに入らない方がけっこう多いのです。老人の割合に対してクラブに入っている人というのは少ない。だから、それをもっと勧誘したりして大きくしていかないと老人クラブというのは成り立たないわけなので、そこで今、例えば、こういった憩いの場でもめているようであったら、これは何のための老人クラブかということが分からなくなると思うのです。だから、この辺を各コミュニティ協議会あるわけですから、コミュニティ協議会に指定管理をやってしまうというほうが、私はもっとやりやすいのかと思います。

○石川委員

今の水本さんのご意見はあまり好きではないのです。私自身は、今の運営委員の方が非常に高齢で、力がなくてできない。そういうことは持っています。というのは、皆様ご存じのように、高齢者というのは元気な高齢者と元気でない高齢者がいらっしゃるわけです。恐らく今日、来ていらっしゃる方は、私も含めて元気な高齢者が役員になっていると思うのです。老人クラブもそうなのです。役員をやっている人はみんな元気な老人なのです。ですからそういう点では、私自身もその運営ができない、力がないと思わないです。ただ、今のような問題があるから、これが仮に水本さんがおっしゃったように、平均年齢が 70

歳前後のコミュニティ協議会の役員であったとしても同じ悩みだと思います。だから、解決策は、それも水本さんがおっしゃることは、私も自治会を相当長くなりましたけれども、確かにそのとおりですよ。老人クラブの平均年齢が高くなりますから。それよりも、ほかにもっと解決方法があるだろうと。この年齢を仮に70歳前後、あるいは75歳前後の委員にしても解決はしないのではないかと思います。

少し余計なことを言いますけれども、利用者の中には、みんなそうだと思うのですけれども、現役時代、みんなっぱしのいろいろな仕事をしてきて、威張っているのですよね、はっきり言って。そうして高齢者のために尽くすのは当たり前だろうと、市も当たり前、お前たちも当たり前だろうと、そういう姿勢が非常に強いのです。だから、その辺は、これは一種の教育の問題なのかな。結局、皆さんご存じのように、3年くらい前はただであったわけです。何も経費がいらなかったわけです。ところが3年前くらいから少し入浴費をもらうようになったわけですが、あれだってほとんど金額じゃないですよ。だから、市のおかげで、あるいは運営管理人のおかげで自分たちはただ同然で使えるのだという感謝の気持ちを植えつけないと、この問題は解決しないと。ありがとうございました。

#### ○三崎委員

すみません、指定管理の問題で、私は白山コミュニティハウスの会長をやっているのですけれども、いろいろな利用者団体が目的を持ってやってられる。では、その方たちはみんな若いかというと、お年を召された方がけっこういらっしゃるのです。確かにおっしゃったように、管理人を私どもは採用して、協力していただいているのですけれども、本当に確かに私は一人の管理人を弁護士に相談したりして、辞めさせるのにどうすればいいかといういろいろ、採用時点で、その人を見抜けないという問題があって、そのときにどういう手を取ったかということ、やはり白山地区のコミュニティ協議会、私は副会長をやっていますけれども、その中の協力だとか、周りから、そしていかに辞めさせられるかという形で、辞めさせるというのは確かに大変なのです。でも、人間は何かミスるのです。だから、それをみんながよく監視して、そして問題をついて辞めさせざるをえないというように持って行って、そしていかにいい人を採用するかしかなないのです。そのときに、今、水本さんがおっしゃったように、運営委員会の方だけではなくて、地域のコミュニティ、コミュニティ協議会にそういったことをお話しなさせて、地域ぐるみで解決していかないと、私は大変じゃないのかという意味で、そういう方法もご検討されたらいいのかと思いますので申し上げます。

#### ○白根委員

私の地域が女池で、今、鳥屋野の憩いの家に行くという感じなのですが、非常に距離的にはまず行けないという距離です。しかし、そこで行政に期待をするのは、老人憩いの家のあり方も含めて、地域包括支援は非常に大きな課題になっていますから、やはりお年寄りと話をして、私も十分そうですけれども、居場所づくりが必要なのです。しかもそれは何キロも先ではなくて、やはり自分の生活している家に近い形での居場所づくりというのが求められると思うのです。それを含めて、大きな課題として、今、あった議論も含めて、ぜひ地域包括支援の私は大きな課題でもあらうと思いますので、それで一つとらえていただいて、ご検討いただきたいと思います。

○平川委員長

ありがとうございます。これだけで議論が一本議論がたっつてしまいそうなのですが、まだまだほかにもたくさんの項目がございます。ほかの項目につきまして、何か皆様ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

弁護士松岡です。8番の障がい児者基幹型相談支援センター事業というのが平成27年4月から始まったということで、平成28年の新しくできた障がい者差別解消法との関係でこういう取組みをされているのかなというふうに思うのですが、そもそも我々弁護士もそうなのですが、困っている人にどう相談してもらおうか。そもそもどう弁護士にアクセスしてもらおうかというところが非常にいつも問題になっていて、相談者の掘り起こしをどうするかということを考えているのですが、やはり障がいのある方も全く同じで、障がいのあるがゆえにそもそも自分の困っていることを相談する。そこにアクセスすること自体が障がいゆえに難しいという問題があるかと思います。新しい差別解消法では、合理的配慮をしないことが差別であると定義づけられていて、やはりそれは相談支援事業であれば、そもそも障がい者の方がいかに相談しやすくするか。そこにどのような配慮をするかということが重要になってくると思うのです。なので、この事業に関して、障がいのある方が相談しやすくする仕組みというものを何か合理的配慮をされているのかどうかということを伺いたいと思います。

○事務局

障がい福祉系の瀬戸と申します。

今、委員から相談しやすい環境ということなのですが、なかなかその辺が大変難しい課題だと感じております。我々、役所のほうに一般の方が来ることだけでも、何かハードルが高いことなのだよということでお声をいただいている部分もありますし、ただ、それを撤廃して皆様から気軽にということではないのですが、相談しやすい雰囲気、環境づくりに努めていきたいとは日々感じております。その中で、基幹相談支援センターのほうについては、中央区だけにおいては八千代にある総合福祉会館の中にありまして、その開館日に合わせて土曜日にも営業しているのです。そこでやはり平日、お仕事で、相談に行けないという方については、土曜日にそこに相談に行けるという工夫もしております。まだ、皆さんがどういうところで相談しやすい環境なのかということが、まだ見つけにくい部分ではございますが、引き続き、皆様から相談しやすい環境を目指してがんばっていきたく思っております。

○松岡委員

例えばですが、こういう相談支援事業をしているというパンフレットなどはあるのでしょうか。

○事務局

新潟市全体の基幹相談支援センターのパンフレットを一応、用意してあります。それをまたどのように配付するかということもあるのですが、私たち障がい福祉係窓口のほうでも用意してございますし、また電話でも、その電話番号照会もできるようにしてございます。

#### ○松岡委員

例えば、パンフレットをなかなか理解しにくい方などもたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方のためにすべてにふりがなを振るとか、分かりやすい言葉、平易な言葉でパンフレットを作るとか、何かそういう取組みをされてもいいのかなと思います。

#### ○平川委員長

ほかの方がいかがでしょうか。私どもの学生が実習先にも行っておりまして、かえってたくさんの方の相談の方が増えている状態なのです。それで非常に困難な事例もたくさん出ておりまして、逆に相談する側のほうがもれ伝わることでは、かなり疲弊しているというような状態で、ぜひこの人員の配置の増員に私は期待したいというふうに考えております。かなりハードルが下がっておりまして、いろいろな方々が気軽に相談できるだけに、される側の力量が問われている。あるいは物理的な量というものもかなり問われている状態が私の実感としてはございます。ほかの方がいかがでしょうか。あるいはほかの項目でいかがでしょうか。

すみません、私のほうから一点、ICTの活用の部分で、実際に例えば、あまりICTの機器に触れる機会もない、あるいは持っていないというような実情が報告されたのですが、実際に、この場合、ICTはどういったものの機器を使っているのか、イメージが湧かないものですから教えていただきたいと思っております。

#### ○事務局

今回は、皆さんにICTがどういうものかアンケートのときに分かりやすいように写真を添付して、こういうものをお持ちですかというように聞きました。例えば、携帯電話、スマホ、パソコン、普通の電話についてもお伺いしました。実際に、スマホを持っている方は少数だったのですが、携帯電話自体も4割の方が持っていないと。それでもあまり今のところは不便は感じていませんよと結果になりました。今回、調べましたのは、ご本人が携帯電話、スマホ、パソコン等を持っているか。そしてまたご家族の方が持っているかというところも今回、調査いたしまして、実際は高齢者の方は、特に持っていないけれども、今のところ不便は感じていないということがはっきり分かった次第です。

#### ○平川委員長

私からお願いなのですが、どうもICTというとパソコンを持っていけばいいだろうと。あるいは当たればいいだろう。あとは自由に使いなさいみたいな感じがあるかと思うのですが、近年のユニバーサルデザイン、さまざまな方々が使えるような機器の中で、例えば、白内障が進んで買い物が不自由になっている方も、スーパーでバーコードをかざすと、きちんと音声を読み上げてくれるような、値段を読み上げてくれるような、そういう個別のものがさまざまなソフトで出回って、そしてそれが例えば、携帯電話とつながることによって、身近なものと、あるいは身近な困りごとと直結するようなものになるかと思っております。ついパソコンを売っている会社のものを持っていけばいいだろうというようにならずに、もっと現場のさまざまなニーズと、あるいはつなぐものができたらいいのではないかと、私個人は思っております。お願いいたします。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。たくさん項目になっておりますし、いくつか見ていくと、またお気づきの点も出てくるかと思えます。お気づきの点ございましたら、あるいはこのところ実はということがございましたら、また事務局にお伝え願ひまして、次のこういう会の中で議論できれば議論できればというように思ひます。

それでは、一旦、この項目に関しては仕切りまして、後半のほうにまいります。後半「イ 中央区社会福祉協議会について」、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

#### ○事務局

どうもご苦労さまです。中央区社会福祉協議会の佐藤でございます。

私から地域福祉活動計画につきましてご説明をいたします。まず、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、この地域福祉活動計画というのはどういうものなのかということからご説明をさせていただきたいと思ひます。本日、お配りをしております概要版の 10 ページをお開きいただければと思ひます。この地域福祉活動計画は、活動計画という名称のとおり、中央区の地区の行動計画というふうにお考えをいただければと思ひます。平成 26 年度、この計画策定にあたりまして、中央区に 24 地区ありますけれども、24 地区の地区社会福祉協議会の代表の方、コミュニティ協議会の代表の方また各地区民生委員児童委員協議会の代表の方から地域福祉座談会を 2 回、そして職員が各地区に出向きまして、ヒアリングなどをさせていただいて、各地区の計画を策定したものでございます。その計画の内容といたしましては、まず 10 ページ、11 ページにありますように、各地区の目標とありますが、この計画は 6 年間の計画でございますので、6 年後に自分たちの地区はこういう地区でありたいというまず目標を立てていただきました。そのエリアは 11 ページに地図がついておりますけれども、こういうエリアでございます。

そして、その具体的な取組みということで、8 ページと 9 ページをご覧いただきたいと思ひます。それぞれ各地区のほうで目標を達成するために、具体的なといいますか、取組みについて出させていただいて、それを先ほどの地域福祉計画の五つの目標がございましたが、それに合わせてまとめたのが 8 ページと 9 ページでございます。

目標 1 につきましては、支え合い・助け合い、目標 2 が交流の場づくり、三つ目が活動場所、四つ目が健康、五つ目が安心・安全。そしてそれぞれの地区でどう取り組んでいくのかというものをこちらのほうで主なものを掲載させていただいていると。そういう形で、各地区の地域福祉活動計画を策定させていただいたということでございます。それに基づきまして、資料 4 をご覧いただきたいと思ひます。

こちらは平成 28 年 3 月、計画を作りまして 1 年間、どう取り組んだのか。現在、どういう課題があるのか。そして、来年度でございますので、平成 28 年度に取り組んでいきたいということで、表題にありますように幹事研修会。私ども、自治町内会長を幹事というように言っておりますけれども、その幹事研修会の中でグループワークをしていただいたところでございます。まず、しもまち地域でございます。しもまち地域につきましては、当日、50 自治会 61 名の方からご出席をいただいております。そして、裏面になります。上新潟島につきましては、36 自治会 46 名。そして、江東地域につきましては 41 自治会 50 名。みなみ地域に 67 自治会 81 名の方からご出席をいただきまして、合わせて 194 自治会 238 名の方からご参加をいただき、それぞれグループワークをして、こちらのテーマに沿ってお話をさせていただいたものをまとめたものでございます。ちなみに中央区の自

治会数が 512 自治会ございますので、約半分弱の自治会の方々からご参加をいただいて、まとめたものでございます。

それぞれ各地区の課題、取組み、さまざまな課題や取組みがございますので、こちらは後ほどご覧いただきたいと思いますが、主なものをまとめさせていただいたものが、本日、お配りいたしました A 4 の表になります。表題がミスりまして、括弧書きが地域福祉座談会が二つ並んでいますが、地域福祉活動計画でございますので、訂正をお願いいたします。平成 27 年度地域座談会（地域福祉活動計画）要約ということでございます。

まず、今ほど申し上げました一番左側に目標、6 年後の姿がございます。そして真ん中に取組みでございます。そして現在の課題、平成 28 年度取り組みたいことということでまとめさせていただきましたが、まず支え合い・助け合い、いわゆる相互理解・人材育成の課題につきましては、若い世代が地域活動に参加しないであるとか、住民の高齢化によって役員の担い手がいない高齢化。いわゆる役員につながっていきませんが、若い人の人材不足であると。集合住宅については、近隣同士のつきあいが少ない。そして、自治町内会長の短期交替ということで、1 年で替わる町内会もあるということでございます。そして、日ごろの声がけができていないケースが多いというような課題が出されております。それに解決といいますか、取り組みたいということで緊急医療情報キット活用継続であるとか、次世代の掘り起こし、見守り活動は自治町内会の班で取り組むであるとか、1 人暮らしのごみ出し支援事業またはミニ見守り隊などが上がっております。

二つ目の目標、交流の場づくり、多世代交流でございますが、課題としては、地域の茶の間ということで、もっと場所が増える、作っていかねばいけないと。そして出てこない人の対応をどうしたらいいのかという課題があがっております。一つ飛ばしますが、やはり茶の間の場合は、参加者が同じ顔ぶれになってしまう。または男性の一人暮らしがなかなか出てきてくれないというようなご意見もございました。子供に関しては、安全に遊べる場所が少ないというような課題があがっております。その取組みにつきましては、地域の茶の間に関しては、公共施設であるとか、空き家の活用を検討しなければいけない。同じく参加者メール、なかなか出てこない人に対しては、直接声をかけるとか、興味のあるイベントを企画する必要があるのではないかとということがありました。そのほか交流ができる場所づくりであるとか、単一自治町内会では難しいので、複数自治会と連携をとってイベントなどをしたり、または高齢者と幼児、児童との交流の行事をしたりというようなことがございました。さらにやはり身近な寄れる場所づくりといいますか、顔づくりということで、自治町内会の活動を活性化する必要があるということで、一つには助成金の活用も PR をする必要があるだろうということでございます。

三つ目の目標の活動場所でございます。課題といたしましては、場所の確保が難しい、場所がない、空き家が多いというような課題がございまして、その取組み対策としては、空き家をどう活用していくのかというのがあがっております。

四つ目の健康につきましては、高齢化、少子化という課題があって、取り組みたいということでは元気クラブの継続、いわゆる健康寿命を延ばす。同じく体操教室の継続などがあがっております。

五つ目の目標、安心・安全につきましては、高齢者が多く、災害時にどう動いていくのか。そして、災害時の避難場所の設営について課題があるということで取り組みたいとい

うことで防犯・防災に関する行事であるとか、災害時の避難ルートの周知、災害要支援者の自治町内会長と民生委員との情報共有を取り組んでいきたいと。そして、避難所の設営訓練も地域として取り組んでいきたいという声がありました。その他といたしましては、マンション自治会、こちらはコミュニティ協議会に未加入のマンション自治会が多くなってきていて、コミュニティ協議会とのコミュニケーション不足が起こっていると。取組みたいとしては、そういうところに対してコミュニティ協議会の加入促進を図っていきたいということがございました。これは、今年の3月、1年を経過しての課題または取組みたいということで、まとめさせていただいております。今年度につきましても、同じく3月ごろにまた幹事研修会の中でこの活動計画、いわゆる2年目にあたりますが、グループワークで各地区の意見集約を図っていききたいと思っております。

また、中央区社会福祉協議会といたしましては、この活動計画の推進にあたりまして、各地区に1年間5万円という形でその活動、計画推進のための助成をさせていただいております。平成27年度は24地区のうち15地区から助成をさせていただきましたが、まだまだ周知が不足をしているのかなと思っておりますので、PRを図っていききたいと思っております。また、取組みたい状況の中で、自治町内活動の活性化、いわゆる助成金の活用ということがございましたので、現在、中央区社会福祉協議会の中では、自治町内会単位で行います世代交流事業に対して、年2回まで1回1万円、2回ですので2万円、年間助成をする事業がございます。平成27年度は120自治会ほどから申請をいただいておりますが、それではなかなか足りないという声もございましたので、今年度28年度から歳末たすけあい募金の配分金を活用いたしまして、平成27年度までは地区社会福祉協議会またはコミュニティ協議会などの大きいエリアしか助成対象としておりませんでしたけれども、平成28年度からは単一自治会も助成対象をするということにいたしました。最低200世帯以下の場合、上限2万円ということで、あとは100世帯ずつ増えていくために2万円ずつプラスということで、最高15万円まで、大きい自治会の場合は15万円まで助成をするというような形で助成対象というところも拡大して、こういう交流の場づくりにつきまして、支援をしていこうということで今、取り組んでいるところでございます。

○平川委員長

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。要約だけでも相当な分量がございますので。

○石川委員

今ほどのご説明の中で、その他のところにマンション自治会とコミュニティ協議会のコミュニケーション不足というのがありましたよね。私も自治会をかなり長くやっていたので感じていることが二つあるのですが、マンションの場合は自治会に入らなくても全然困らないと。ごみ出しにしろ、その他にしろ、不要論を強く言うのです。町内にしてみれば、入れば何かの負担金がいただけますから、収入面によるのもですけれども、結局、マンション側からほとんど断ってくる。大きいマンションですよ。なるほどなと私も思うのです。

もう一つそれよりも問題なのは、6ないし8くらいのアパートがありますよね。そのところにコミュニケーションが図られていないと。私が、町内会長をやったときも、そこには回覧物をやらないわけです。それこそ、意図的に差別したのではなくて、やっても回

らない。結局、6ないし8のときには班長もいないのです。そうすると例えば、Aさんのところにやると、Aさんはそれを回さない。責任体制がないのです。だから、その辺が非常に大きな穴場になっているのではないか。ところが、たまにそういう方から道路工事などがありますと、一方通行で、これこれ通れませんよというような文書がいくことがあります。そうするとたまにそういうところのアパートの人から、何も通知がないじゃないかと。行ったら交通ストップになっていると。その文書をどうしたのかという苦情がくることがあります。当然きますよね。それは文書が回っていないわけですから。だから、それは恐らくほかの自治会でもそういうことがあると思うのですけれども、回しても回らない。結局、そこにいつまでも1週間でも、10日でもたまって、結局、こちらの意図したことが通じないと。その辺をどう解決していくか。それがダイアパレスとか、ああいう大規模なマンションについては、全然それが問題ないわけです。私ら、上所校区ですけれども、三、四、大きなマンションは入っていませんね。いくら催促しても入らない。入れば負担金が取られると。全然困らないと。その辺も市側のほうは、社会福祉協議会でしょうか、いろいろ考えていただきたい。少し問題提起といいますかね。

○平川委員長

何かございますでしょうか。妙案がありましたら。

○事務局

また、今のご意見をお聞きして、地区の方々といろいろと協議をさせていただきたいと思えます。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。古くて新しい問題であり、新しく古問題で、私も町内会の研究対象にしていますけれども、20年以上前からずっと同じような課題が出ていて、なかなか解決策が見つからない。さまざまな方の努力にもかかわらず、得てしてそういう努力が裏切られるというような現実もあるのではないかと思います。粘り強くやっていくしかないのではないかと私個人も思っております。すみません、余計なことを言いましたけれども、ほかの方はいかがでしょうか。だんだん私は時計が気になってまいりまして、また何かご意見等、あるいはこの案をやれば、この問題は解決するぞというようなご提案がありましたら、ぜひまた事務局にお伝え願えればと思えます。

そうしましたら、まず社会福祉協議会からの報告につきまして、我々としても、意見をいくつか述べたという形で、またほかにございましたら、別な機会にお願いしたいと思います。それでは、次第に戻りまして、次第7その他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

特にございません。

○平川委員長

それでは、以上をもちまして、意見交換を終わらせていただきます。皆様のご協力に感謝いたしております。進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○司 会

皆様、大変長時間にわたり、貴重なご意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございました。いただいたご意見につきましては、しっかりと受け止めまして、計画推進に活かしていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

なお、次回の本会議の開催につきましては、来年3月ごろを予定しております。また、事務局のほうで日程調整をさせていただき、改めてご連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

また、事務連絡でございますが、駐車場をご利用の方、駐車券の無料処理が終わっておりますので、お帰りの際、受付にてお受け取りいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成28年度第1回中央区地域健康福祉推進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。